



2012年 3月 8日 木曜日

日刊第21998号

発行所 日本共産党中央委員会

東京都渋谷区千駄ヶ谷4の26の7

〒151-8586 電話 03(3403)6111

「みなし労働制」認めず

東京高裁

労働時間の算定が困難な場合に、あらかじめ決められた時間を働いたこととする「みなし労働時間制」を適用するのは不当だとし、阪急交通社の子会社「阪急トラベルサポート」（大阪市）の派遣添乗員6人が、未払い残業代など計約4800万円の支払いを求めた2件の訴訟の控訴審判決が7日、東京高裁でありました。大竹たかし裁判長は、同制度の適用を認め、一審東京地裁判決を変更し、適用は不当とした上で、同社に計約2700万

残業代訴訟 添乗員が逆転勝訴

円の支払いを命じました。大竹裁判長は、派遣先の阪急交通が添乗員に業務を指示するなど管理監督していることから、労働時間の把握が困難とは言えないと判断し、みなし労働時間制は適用できないとしました。添乗業務への同制度の適用については、昨年9月の同種訴訟の東京高裁判決も不当とする判断をしています。判決によると、6人は2005～08年、国内外のツアー旅行で添乗員として勤務。会社は労働時間を1日11時間とみなし、決められた日当以外は支払いませんでした。